解散公告

当社は、平成二十八年三月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十二日

福岡県田川郡福智町赤池一〇八四番地の四

有限会社コーエイ機工

清算人　林　典正

解散公告

当社は、平成二十八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十二日

福岡県田川郡香春町大字鏡山一四五〇番地

有限会社五吉庵

清算人　鶴我　弘子

解散公告

当社は、平成二十八年二月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十二日

福岡県田川市大字川宮一四八四番地の三

大共電設株式会社

代表清算人　**原**　嘉恵

解散公告

当社は、平成二十八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十二日

福岡県田川郡糸田町二八五〇番地の三

有限会社創建工房

清算人　黒土　敏彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十二日

鹿児島県鹿屋市札元一丁目二七番二五号

国豊工業有限会社

清算人　森　義久

解散公告

当社は、平成二十八年四月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十二日

沖縄県島尻郡与那原町字板良敷一三三番地の五

有限会社山建設

清算人　呉屋　辰雄

解散公告（第一回）

当基金は平成二十八年三月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十二日

愛知県春日井市高森台四丁目11番1号

キクチ厚生年金基金

代表清算人　森　信也

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年三月十日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十二日

大分県玖珠郡玖珠町大字森二四三〇番地

農事組合法人鬼丸牧野組合

清算人　宮川　謙次

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十二日

宮崎県延岡市北浦町三川内一八〇〇番地

農事組合法人三川内椎茸生産組合

清算人　梅田　寿

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年三月十八日目的たる事業の成功の不能により群馬県知事の認定を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十二日

群馬県前橋市三河町一丁目一七番一号

学校法人豊川学園

清算人　河村　昭明

解散公告（第二回）

当法人は、責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十二日

東京都大田区久が原五丁目一二番一〇号

日本基督教団南久が原教会

清算人　大三島義孝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年六月十六日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十八年三月三十一日石川県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十二日

石川県金沢市昭和町一二番六号

学校法人キディ学園

清算人　福光松太郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成十六年八月五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十二日

長野県上伊那郡辰野町大字伊那富三九一七番地

医療法人矢島内科医院

清算人　矢島　隆司

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年三月十九日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十二日

滋賀県近江八幡市安土町石寺二〇八七番地

石寺繖山生産森林組合

清算人　志井　庄一

配当公告

愛知県半田市乙川太田町二丁目七八番地

破産者　新美建設株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十六年（フ）第一五二七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金五九八、九八一、八〇五円

（内優先的破産債権額

金三、二一九、〇〇〇円）

一、配当をすることのできる金額

金四六、〇三三、二〇〇円

（内優先的破産債権額

金三、二一九、〇〇〇円）

平成二十八年五月十二日

名古屋市千種区内山一丁目一九番二六号サテライトスリービル一階

破産管財人　秋田　智弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市武佐一丁目三五番、最後の住所北海道釧路市武佐一丁目三五番九号

被相続人　亡　飯澤　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十二日

北海道釧路市柏木町五―三五青木総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　青木　一志